

農業祭等に係る農業技術研究センター所長賞交付要綱

(所長決裁)

(趣旨)

第1条 農業技術研究センター(以下農技研という。)は、農業祭、品評会及び共進会(以下農業祭等という。)において優秀な成績を収めた者に対して所長賞を交付する。

(対象農業祭等)

第2条 交付対象の農業祭等は、原則、県(全)域を区域とする団体が主催するものとする。
又は、農技研で開発した品種、技術に特化した表彰を行う場合とする。

(交付条件)

第3条 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 品評会等の出品者に対し交付するものであること。
- (2) 開催要綱、審査要領等が明文化されていること。
- (3) 原則として、審査員に農技研職員を含むこと。
- (4) 出品点数が相当数あること。
- (5) 交付点数は、複数の場合、原則として1部門1点とすること。
- (6) 新たに所長賞を申請しようとする場合は、事前に農技研と協議すること。
- (7) この所長賞状は、埼玉県表彰規則に基づくものではないこと。

(交付申請)

第4条 農業祭等の主催者は、農技研に交付申請書(様式第1号)を表彰行事開始(審査日基準)の2週間前までに到着するよう提出するものとする。

2 交付申請書には次の資料を添付するものとする。

- (1) 開催要綱又は実施要領等
- (2) 審査要領等及び審査員名簿

(所長賞の交付)

第5条 所長賞状への受賞者氏名等の記載は、農業祭等の主催者で行うものとする。

2 所長賞の授与は、原則として農技研が行うものとする。

(受賞者の報告)

第6条 農業祭等の主催者は、表彰行事の終了後1か月以内に次の事項を記載した受賞者報告書(様式第2号)を農技研に提出するものとする。

- (1) 受賞者の氏名及び住所
- (2) 受賞部門及び品目
- (3) 審査対象点数
- (4) 審査経過

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

埼玉県農業技術研究センター所長賞交付申請書

年 月 日

埼玉県農業技術研究センター所長

団 体 名
代表者の職・氏名
住 所
電話番号

下記の行事について、埼玉県農業技術研究センター所長賞の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事名
- 2 開催目的
- 3 開催期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 4 開催場所
- 5 表彰日（受賞者への交付日） 年 月 日（ 年 月 日）
- 6 交付希望 賞 状 枚（部門名 ）
- 7 前年度交付の有無 有 ・ 無
- 8 知事賞の有無 有（担当課 ） ・ 無
- 9 連絡責任者（氏名・電話番号）
- 10 その他参考となる事項
（開催要領等、審査要領等及び審査員名簿）

様式第2号（第6条関係）

報 告 書

年 月 日

埼玉県農業技術研究センター所長

団 体 名
代表者の職・氏名
住 所
電話番号

埼玉県農業技術研究センター所長賞の成績優秀者への交付が終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 行 事 名
- 2 開催期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 3 開催場所
- 4 表彰日（受賞者への交付日） 年 月 日（ 年 月 日）
- 5 受賞者氏名・住所
- 6 受賞部門及び品目
- 7 審査対象点数
- 8 添付書類
（1） 受賞者名簿一覧、等

※ この報告書は、表彰行事の終了後1か月以内に提出してください。

(様式1)

農技研第 号
平成 年 月 日

(交付申請者) 様

埼玉県農業技術研究センター所長

農業祭等に係る農業技術研究センター所長賞について

(交付申請書の日付) 付け (交付申請書の文書番号) で交付申請のあった所長賞
を下記のとおり交付します。

については、表彰行事終了後1か月以内に受賞報告書を提出してください。

記

交付点数 点